

## 5 愛媛海区漁業調整委員会指示第 33 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

平成 3 年 8 月 30 日

愛媛海区漁業調整委員会会長 大 元 勝 美

宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）においては、ふぐ浮き延なわ漁業を営んではならない。

ただし、平成 3 年 9 月 15 日から平成 3 年 12 月 31 日までの間においては、下記の条件で操業する場合は、この限りでない。

- 1 1 回の操業で流す幹縄の長さは、5,000 メートル以内とする。
- 2 操業時間は、日の出前 1 時間から日没後 1 時間までの間とする。
- 3 共同漁業権区域内での操業は、当該権利者の同意を得なければならない。
- 4 すでに免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

### 附 則

この指示は、平成 3 年 9 月 1 日から施行する。